

「指定介護予防短期入所生活介護施設」重要事項説明書

社会福祉法人 大和社会福祉事業センター
指定短期入所生活介護事業「ハートシティ中濃の杜」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第 2170201152 号)

当事業所はご契約者に対して、指定介護予防短期入所生活介護サービス提供を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援 1」「要支援 2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者
2. ご利用事業所
3. ご利用事業所であわせて実施する事業
4. 居室の概要
5. 職員体制（主たる職員）
6. 職員の勤務体制
7. 営業日及びご利用の予約
8. 当事業所が提供するサービスと利用料金
9. キャンセル料
10. 苦情の受付
11. 協力医療機関
12. 協力歯科医療機関
13. 非常災害時の対応
14. 秘密の保持
15. 業務継続計画の策定
16. 事故発生時の対応
17. 衛生管理及び感染症対策
18. 身体拘束適正化
19. 虐待防止
20. 第三者による評価の実施状況
21. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

1. 事業者

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 大和社会福祉事業センター
 (2) 法人所在地 : 岐阜県関市春里町3丁目3番34号
 (3) 電話番号 : 0575-22-2377
 (4) 代表者氏名 : 理事長 大岩 寿喜子
 (5) 設立年月日 : 昭和55年4月14日

2. ご利用事業所

- (1) 施設の種類 : 指定介護予防短期入所生活介護事業所
 平成25年8月20日指定
 岐阜県第2170201152号
 (2) 施設の目的 : 要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
 (3) 施設の名称 : 指定短期入所生活介護事業
 ハートシティ中濃の杜
 (4) 施設の所在地 : 岐阜県関市富之保4096-1
 (5) 電話番号 : 0575-40-2377
 (6) 管理者 : 森 和博
 (7) 当施設の運営方針
 要支援者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護、日常生活及び機能訓練を行い、加えて利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための支援を行うものとする。
 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 (8) 開設年月日 : 平成25年8月20日
 (9) 入所定員 : 10人

3. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類		指定年月日	指定番号	利用定数
施設	地域密着型 特別養護老人ホーム	平成25年8月20日	関市2170200176号	29人
	通所介護	平成25年8月1日	岐阜県2170201145号	20人
居宅	国基準相当通所型サービス	平成30年4月1日	関市2170201145号	
	短期入所生活介護	平成25年8月20日	岐阜県2170201152号	10人
	介護予防短期入所生活介護	平成25年8月20日	岐阜県2170201152号	

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、施設側で決定させていただきます。他の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数ユニット数	備 考
ユニット (もも)	1 ユニット (10 室)	1 ユニットの定員は10名
個室 (A)	1 室	12.79㎡ / 1 室あたりの居室面積
個室 (B)	5 室	13.20㎡ / 1 室あたりの居室面積
個室 (C)	2 室	13.64㎡ / 1 室あたりの居室面積
個室 (D)	2 室	14.07㎡ / 1 室あたりの居室面積
食 堂	1 室	各ユニットに食堂・居間を配置しています。
機能回復訓練室	1 室	台所、食堂、居間兼用
浴 室	1 室	一般浴室(各ユニット)1 室
浴 室	2 室	機械浴室1 室 (車椅子式浴槽 1 台) 一般浴室 (共同浴槽) 1 室
医 務 室	1 室	13.20㎡

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている主な施設・設備です。この施設・設備の利用にあたり、施設・設備利用料としてご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。但し、滞在に要する費用 (個室料) は除きます。

■居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご利用者やご契約者等と協議のうえ決定するものとします。

■居室に関する特記事項：各居室には、ベッド、寝具類、洗面台及び収納家具等を用意しています。

5. 職員体制 (主たる職員)

当施設では、ご利用者に対して介護予防短期入所生活サービスを提供する職員として、以下のような職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- ① 管理者 1 名 管理者は事業所の業務を統括する。
- ② 医師 (非常勤) 1 名 医師は健康管理及び療養上の指導を行う。医師は必要な人員を協力医療機関に委託することができる。
- ③ 生活相談員 1 名以上
生活相談員は利用者・利用希望者及びその家族の生活処遇相談、生活・行動プログラムの作成と指導、市町村やボランティアとの連携・指導その他、各種相談援助活動に従事する。

④ 介護職員 5名以上

介護職員は利用者の介護並びに日常生活上の世話等を行う。

⑤ 看護職員 2名以上

看護職員は利用者の看護・介護並びに日常生活上の世話等を行う。

⑥ 機能訓練指導員 1名以上（看護職員が兼務する）

機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

⑦ 栄養士 1名以上

栄養士は入所者の食事等の献立を作成するとともに、調理員の技術、知識の育成・指導及び入所者の栄養相談や助言を行う。

⑧ 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員はアセスメントに基づき、入所者及び家族の希望に配慮し、介護サービス計画の原案を作成する。

6. 職員の勤務体制

職 種	勤務体制	休 暇
施 設 長	日勤の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務	4週8休
生 活 相 談 員	日勤の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務	4週8休
介 護 職 員	早番（7:00～16:00） 日勤（8:30～17:30） 遅番（11:00～20:00・13:00～21:00・10:00～19:00） 夜勤（21:00～7:00・16:00～9:00）	原則として 4週8休
看 護 職 員	日勤の勤務時間帯（8:30～17:30・9:00～18:00）	同上
機能訓練指導員	8:30～17:30 まで勤務（看護員が兼務する）	同上
介護支援専門員	介護員兼務	4週8休
医 師	第1・第3水曜日	
栄 養 士	日勤の勤務時間帯（8:30～17:30）で勤務	4週8休

*看護職員の夜間帯については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。

*昼間帯においては、各ユニット1名以上の介護職員又は看護職員を常に確保しています。

*夜間帯においては、2ユニットに1名以上の介護職員を常に確保しています。

*ユニットにおいては、常勤のユニットリーダーを配置します。

7. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される初日の2ヶ月前から受け付けております。

8. 当事業所が提供するサービスと利用料金等について

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（1割・2割・3割）

以下のサービスについては、自己負担額以外の利用料金が介護保険から給付されます。

<併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）ユニット型個室>

要介護度	自己負担額[1日] (1割)	自己負担額[1日] (2割)	自己負担額[1日] (3割)
要支援1	529円	1,058円	1,587円
要支援2	656円	1,312円	1,968円

<その他介護保険による加算>

各種加算		自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
送迎加算	片道	184円	368円	552円
	往復	368円	736円	1,104円
療養食加算 (1日3回を限度)	1回	8円	16円	24円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日	6円	12円	18円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1ヶ月	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1ヶ月	200円	400円	600円
機能訓練体制加算	1日	12円	24円	36円
認知症専門ケア加算Ⅰ	1日	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算Ⅱ	1日	4円	8円	12円
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)	1日	200円	400円	600円
若年性認知症利用者受入加算	1日	120円	240円	360円
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	(1ヶ月につき) サービス利用料金の17.6%			

※ 送迎加算、療養食加算はサービスの提供がなされた方のみ負担していただきます。

■ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

■介護予防短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

■介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます。

<サービスの概要>

種 類	内 容
離床、着替え、洗濯、整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は、月1回実施します。
排 泄	・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・入浴日 月～日の中で週2回以上 ・清拭は必要に応じて、入浴日でも入浴しない方はタオルで体をお拭きします。
機能訓練	・機能訓練指導員により利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。 ・嘱託医により、診察日を設けて健康管理に努めます。 ・また、緊急等必要な場合には主治医（ホームドクター）あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院又は入院する場合はご連絡するとともにその介添えについてできるだけ配慮します。 （当施設の嘱託医師） 氏名：岡田 洋介 診療科：内科 診療日：第1・第3水曜日 13：30～14：30
相談及び援助	・当施設は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）生活相談員 後藤 沙弥香
送 迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額（食事、滞在費に関しては特定入所者介護サービス費の支給による負担減免がございます）がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 事	・管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。献立表は、前日に食堂に掲示します。食事が不必要な場合は、前日までに申し出が下さい。前日までに申し出があった場合には「食事にかかる自己負担額」は、減免されます。 ・食べられない物やアレルギーがある方は事前にご相談ください。 （食事時間） 朝食 8:00～ 9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:15～18:15	利用者負担第1段階 住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者等の方 300円 利用者負担第2段階 住民税世帯非課税かつ本人収入が年額80万円以下の方 600円 利用者負担第3段階① 住民税世帯非課税かつ本人収入が年額80万円～120万円以下の方 1,000円 利用者負担第3段階② 住民税世帯非課税かつ本人収入が年額120万円超の方 1,300円 利用者負担第4段階 上記以外の方、減額認定証をお持ちでない方 1,600円 （内訳）朝食 450円 昼食 580円 夕食 570円
おやつ	・午後には職員や他利用者様と楽しくご歓談いただけるよう、おやつを提供します。 おやつ 15:00～15:30	おやつ代は上記食費の利用者限度額には含まれず、食費とは別途請求させていただきます。おやつが不要な場合にはお申し出ください。その場合にはご請求いたしません。 1日 100円
滞在費	・当施設では減価償却費、光熱費を含む滞在費（個室料金）をご負担いただきます。	第一段階 880円 第二段階 880円 第三段階 1,370円 第四段階 2,066円
レクリエーション行事	・利用期間中に行われる行事・レクリエーション	材料代、交通費、入場料等の実費を頂く事もあります。
理容・美容	・毎月1回	理美容業者の価格により実費負担となります

特別な送迎	・当施設の事業実施区域（関市のうち旧武儀町、旧上之保村、神野、富野地区、郡上市小那比地区、及び加茂郡七宗町神淵地区）以外の送迎	1 kmあたり 50 円
電気料金	・当施設では対象家電の電気料金をご負担いただきます。対象家電はテレビ、CD ラジカセ、電気毛布、携帯電話（スマートフォン）充電器など ※その他家電につきましてはご相談させていただく場合があります。	900 円／月 （対象家電 1 台につき） 30 円／日 （対象家電 1 台につき）

■経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は利用料金を変更します。

（３）利用料金の支払い方法について

前記にかかる利用料金は、サービス利用当月の月末締めで集計させていただきます。

翌月の上旬に請求させていただき、請求月の 25 日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

ア＜当事業所 事務所窓口での現金支払い＞

支払い受付時間：8：30～17：30

イ＜指定口座への振込み＞

指定口座 関信用金庫 桜ヶ丘支店 普通預金 0261269

社会福祉法人 大和社会福祉事業センター

特別養護老人ホーム ハートシティ中濃の杜

指定口座 めぐみの農業協同組合 津保川支店 普通預金 0019244

社会福祉法人 大和社会福祉事業センター

ハートシティ中濃の杜

※ 入金者名は利用者様の名前でお願いします。

※ 入金を確認後、領収書を郵送させていただきます。

ウ＜指定口座からの自動引き落とし＞

当事業所では、めぐみの農業協同組合津保川支店で自動引き落としの契約を結んでいます。契約時においてご契約者に所定の用紙で申し込んで頂きます。

9. キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

キャンセル日	キャンセル料
利用開始当日	当日料金の自己負担分相当額
利用開始前日まで	無料

10. 苦情の受付

(1) 施設

当施設ご利用相談室	窓口担当者 生活相談員 後藤 沙弥香 ご利用時間 8:30～17:30 (土、日祝祭日を除く) ご利用方法 TEL 0575-40-2377 FAX 0575-49-2377
第三者委員会 (外部苦情処理窓口)	村上忠一 TEL 0575-49-3066 山岸美代子 TEL 0585-55-2840 杉山英一 TEL 0585-55-2502

(2) 行政機関その他受付機関

	住 所	電 話
岐阜県中濃県事務所	岐阜県美濃市生櫛 1612-2	(0575)33-4011
岐 阜 県 国民健康保険団体連合会	岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1 介護保険苦情相談窓口	(058)275-9826
関市高齢福祉課	岐阜県関市若草通 3-1	(0575)22-3131
加茂郡七宗町	岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442-1	(0574)-48-2377

11. 協力医療機関

医療機関の名称	中濃厚生病院
所 在 地	〒501-3802 岐阜県関市若草通 5-1
電 話 番 号	0575-22-2211
診 療 科	内科、小児科、耳鼻科、外科、皮膚科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、リハビリテーション科
救急指定の有無	有

医療機関の名称	関中央病院
所 在 地	〒501-3919 岐阜県関市平成通 2-6-18
電 話 番 号	0575-22-0012
診 療 科	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、肛門科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科
救急指定の有無	有

12. 協力歯科医療機関

名 称	わかくさ総合歯科クリニック
所 在 地	〒501-3228 岐阜県関市堅切北 12-1
電 話 番 号	0575-46-7800

1 3. 非常災害時の対応

非常時の対応	別に定める「特別養護老人ホーム ハートシティ中濃の杜 消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別に定める「特別養護老人ホーム ハートシティ中濃の杜 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	3 2 4	消火器	1 4
	自動火災報知機 発信機	6	非常通報装置	4
	感知器	1 4 9	誘導灯 避難階段	2 6 2
カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。				
消防計画等	消防署への届出日：平成29年10月1日 防火管理者：森 和博			

1 4. 秘密の保持

(1) 事業所及びサービス従事者又は従業員は、介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

(2) 事業所は利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3) (2) にもかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者のご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

1 5. 業務継続計画の策定

当施設では、感染症や非常災害発生時において利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び、非常時体制において早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP計画）を策定し当該業務に従って必要な措置を講じます。

①従業者に対し、業務継続計画（BCP計画）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

②定期的に業務継続計画（BCP計画）の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

1 6. 事故発生時の対応等

事故発生時の対応	施設は、介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族・ご利用者の後見人又は身元引受人等関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。 事故防止対策に関する責任者：業務主任
----------	---

損 害 賠 償	施設は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
施設賠償責任保険	施設は、万一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

損害賠償がなされない場合

・ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項又はサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して発生した場合。 ・ご利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して発生した場合。
・ご利用者が、施設の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して発生した場合。

17. 衛生管理及び感染対策

当施設では、利用者等の生命・身体に重大な影響を及ぼす可能性のある感染症及び食中毒が発生しない、又はまん延させないよう、下記に掲げるとおり感染対策について必要な措置を講じます。

①介護職員、その他の職員等の清潔保持、及び健康状態について必要な管理を行います。
②事業所の設備及び備品などについて衛生的な管理に努めます。
③感染症・食中毒予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3ヶ月に一回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
④施設における感染症・食中毒予防及びまん延防止のための指針を整備します。
⑤介護職員をはじめ、その他の職員等に対し、感染症・食中毒予防及びまん延防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に（年1回以上）実施します。

18. 身体拘束適正化

当施設では、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入居者の行動を制限する行為を実施しません。 身体拘束防止に関する責任者：業務主任
--

緊急やむを得ない状況は、次の三つの要件を全て満たしていると判断された場合に限り
ます。

①切迫性	利用者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
②非代替性	身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
③一時性	身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

19. 虐待の防止

当施設では利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、下記に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
④ 虐待等に関する苦情解決体制を整備します。
⑤ 虐待防止に関する担当者を選定しています。 虐待防止に関する担当者：業務主任

20. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

21. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	来訪者は面会時間（8:30～19:30）を遵守し、必ずその都度職員に届け出て面会者名簿にご記入ください。
外 出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出るとともに、外出届けをご提出ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。テレビ等の電気器具を持ち込まれる場合は、ご相談ください。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙・飲酒は施設内では全面禁止となっております。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入所者のご迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所 持 品 の 管 理	貴重品の持ち込みはご遠慮願います。個別に管理保管させていただきます。
現 金 等 の 管 理	現金、高価な貴重品等の持ち込みはご遠慮願います。
宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動 物 飼 育	施設内のペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

ハラスメントについて	ハラスメントは介護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を及ぼします。下記の様な行為があった場合、行為者に対して、関係機関への連絡・相談・環境改善への必要な措置、利用契約の解約（契約書 19 条の 3 に基づき）などの措置を講じます。 ・性的な話や、嫌がらせ、必要もなく手を握る、職員の身体を触るなどのセクシャルハラスメント行為 ・特定の職員に対する嫌がらせ、暴言、誹謗中傷、理不尽なサービスの要求などの精神的暴力 ・叩く、蹴る、つねる、払いのける等の身体的暴力 ・長時間の電話、職員や事業所に対する理不尽な苦情、その他の行為
------------	--

附 則

この重要事項説明書は、平成 25 年 8 月 20 日より施行する。

平成 27 年 4 月 1 日改訂	平成 27 年 7 月 1 日改訂
平成 27 年 8 月 1 日改訂	平成 28 年 1 月 1 日改訂
平成 28 年 7 月 1 日改訂	平成 29 年 4 月 1 日改訂
平成 29 年 10 月 1 日改訂	平成 30 年 4 月 1 日改訂
平成 30 年 8 月 1 日改訂	平成 30 年 10 月 1 日改訂
平成 31 年 3 月 1 日改訂	令和 元年 5 月 1 日改訂
令和 元年 10 月 1 日改訂	令和 元年 11 月 1 日改訂
令和 2 年 4 月 1 日改訂	令和 2 年 7 月 1 日改訂
令和 3 年 4 月 1 日改訂	令和 3 年 8 月 1 日改訂
令和 4 年 9 月 1 日改訂	令和 4 年 10 月 1 日改訂
令和 5 年 1 月 1 日改訂	令和 5 年 3 月 1 日改訂
令和 5 年 5 月 1 日改訂	令和 6 年 4 月 1 日改訂
令和 6 年 6 月 1 日改訂	令和 6 年 8 月 1 日改訂
令和 6 年 11 月 1 日改訂	令和 7 年 3 月 1 日改訂
令和 7 年 7 月 1 日改訂	令和 7 年 9 月 1 日改訂
令和 7 年 12 月 1 日改訂	令和 8 年 6 月 1 日改訂

私は、本書面に基づいて事業所の職員（職名 生活相談員 氏名 後藤 沙弥香 ）
から上記重要な事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

利用者の家族等 住所 _____

氏名 _____ ⑩

続柄 _____

（注）施設利用契約における、施設利用の際の留意事項を含む。